仲裁法の改正に関する要綱案(案)

目 次

第	1	暫定保全措置に関する規律	1
	1	暫定保全措置の定義(類型)及び発令要件	1
2	2	暫定保全措置の担保	1
;	3	暫定保全措置の変更等及び事情変更の開示	1
4	4	暫定保全措置に係る損害	2
į	5	暫定保全措置の執行	2
	(1	l) 暫定保全措置命令の執行等認可決定	2
	(2	2) 暫定保全措置命令に基づく民事執行	4
	(3	3) 暫定保全措置命令に係る違反金支払命令	5
第2	2	仲裁合意の書面性に関する規律	6
第:	3	仲裁関係事件手続に関する規律	6
	1	仲裁関係事件手続における管轄	6
:	2	仲裁関係事件手続における移送	6
;	3	仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略	6
	(1	D) 仲裁判断の執行決定の申立てにおける仲裁判断書の日本語による翻訳文の提出の省略	烙
			6
	(2	2) 外国語で作成された書証の翻訳文の添付の省略	7

第1 暫定保全措置に関する規律

5

10

15

20

25

30

35

- 1 暫定保全措置の定義 (類型) 及び発令要件
 - (1) 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、 仲裁判断があるまでの間、他方の当事者に対し、次に掲げる措置を講ずることを命ずることができるものとする。
 - ア 金銭の支払を目的とする債権について、強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき、又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該金銭の支払をするために必要な財産の処分その他の変更を禁止すること。
 - イ 財産上の給付(金銭の支払を除く。)を求める権利について、当該権利 を実行することができなくなるおそれがあるとき、又は当該権利を実行す るのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに、当該給付の目的である財 産の処分その他の変更を禁止すること。
 - ウ 紛争の対象となる物又は権利関係について、申立てをした当事者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるため、当該損害若しくは当該危険の発生を防止し、若しくはその防止に必要な措置をとり、又は変更が生じた 当該物若しくは権利関係について変更前の原状の回復をすること。
 - エ 仲裁手続における審理を妨げる行為を禁止すること(オに掲げるものを 除く。)。
 - オ 仲裁手続の審理のために必要な証拠について、その廃棄、消去又は改変 その他の行為を禁止すること。
 - (2) (1)の申立て((1)才に係るものを除く。)をするときは、保全すべき権利又は権利関係及びその申立ての原因となる事実を疎明しなければならないものとする。

2 暫定保全措置の担保

仲裁法第24条第2項の規律を次のように改めるものとする。

仲裁廷は、1(1)に掲げる措置を講ずることを命ずる命令(以下「暫定保全措置命令」という。)を発するに際し、必要があると認めるときは、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

- 3 暫定保全措置の変更等及び事情変更の開示
 - (1) 保全すべき権利若しくは権利関係又は 1(1)の申立ての原因を欠くことが判明し、又はこれを欠くに至ったときその他の事情の変更があったときは、仲裁廷は、申立てにより、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効

力を停止することができるものとする。

- (2) (1)の規定によるほか、仲裁廷は、特別の事情があると認めるときは、当事者にあらかじめ通知した上で、職権で、暫定保全措置命令を取り消し、変更し、又はその効力を停止することができるものとする。
- (3) 仲裁廷は、(1)の事情の変更があったと思料するときは、当事者に対し、速 やかに当該事情の変更の有無及び当該事情の変更があったときはその内容を 開示することを命ずることができるものとする。
- (4) 当事者が(3)の規定による命令に従わないときは、(1)の規定の適用については、(1)の事情の変更があったものとみなすものとする。

4 暫定保全措置に係る損害

5

10

15

20

25

30

35

- (1) 仲裁廷は、3(1)又は(2)の規定により暫定保全措置命令を取り消し、変更し、 又はその効力を停止した場合において、暫定保全措置命令の申立てをした者 の責めに帰すべき事由により暫定保全措置命令を発したと認めるときは、暫 定保全措置命令を受けた者の申立てにより、暫定保全措置命令の申立てをし た者に対し、これにより暫定保全措置命令を受けた者が受けた損害の賠償を 命ずることができるものとする。ただし、当事者間に別段の合意がある場合 は、この限りでないものとする。
- (2) (1)の規定による命令は、仲裁判断としての効力を有するものとする。

5 暫定保全措置の執行

- (1) 暫定保全措置命令の執行等認可決定
 - ア 暫定保全措置命令(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下 (1)において同じ。)の申立てをした者は、当該暫定保全措置命令を受けた 者を被申立人として、裁判所に対し、次に掲げる区分に応じ、次に定める 決定(以下「執行等認可決定」という。)を求める申立てをすることができるものとする。
 - ① 暫定保全措置命令のうち 1(1)ウに掲げる措置を講ずることを命ずるもの 暫定保全措置命令に基づく民事執行を許す旨の決定
 - ② 暫定保全措置命令のうち 1(1)ア、イ、エ又は才に掲げる措置を講ずることを命ずるもの 暫定保全措置命令に違反し、又は違反するおそれがあるときに(3)の規定による金銭の支払命令を発することを許す旨の決定
 - イ アの申立てをするときは、暫定保全措置命令の命令書の写し、当該写し の内容が暫定保全措置命令の命令書と同一であることを証明する文書及び 暫定保全措置命令の命令書(日本語で作成されたものを除く。以下イにお

いて同じ。)の日本語による翻訳文を提出しなければならないものとする。 ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、暫定保 全措置命令の命令書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出す ることを要しないものとすることができるものとする。

- ウ アの申立てを受けた裁判所は、仲裁廷又は裁判機関(仲裁地が属する国の法令(当該暫定保全措置命令に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合にあっては、当該法令)により当該国の裁判機関がその権限を有する場合に限る。)に対して暫定保全措置命令の取消し、変更又はその効力の停止を求める申立てがあったことを知った場合において、必要があると認めるときは、アの申立てに係る手続を中止することができるものとする。この場合において、裁判所は、アの申立てをした者の申立てにより、他の当事者に対し、担保を立てるべきことを命ずることができるものとする。
- エ アの申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属するものとする。
 - ① 仲裁法第5条第1項各号に掲げる裁判所

5

10

15

20

25

30

35

- ② 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- ③ 東京地方裁判所及び大阪地方裁判所(仲裁地,被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限る。)
- オ アの申立てに係る事件についての移送の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- カ 裁判所は、キ又はクの規定によりアの申立てを却下する場合を除き、執 行等認可決定をしなければならないものとする。
- キ 裁判所は、アの申立てがあった場合において、次に掲げる事由のいずれ かがあると認める場合(①から⑧までに掲げる事由にあっては、被申立人 が当該事由の存在を証明した場合に限る。)に限り、当該申立てを却下す ることができるものとする。
 - ① 仲裁合意が、当事者の行為能力の制限により、その効力を有しないこと。
 - ② 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の行為能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。

- ③ 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続(暫定保全措置命令に関する部分に限る。④及び⑥において同じ。)において、仲裁地が属する国の法令の規定(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。
- ④ 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。
- ⑤ 暫定保全措置命令が、仲裁合意若しくは暫定保全措置命令に関する別 段の合意又は暫定保全措置命令の申立ての範囲を超えて発せられたもの であること。
- ⑥ 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定(その 法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意が あるときは、当該合意)に違反するものであったこと。
- ⑦ 仲裁廷が暫定保全措置命令の申立てをした者に対して相当な担保を提供すべきことを命じた場合において、その者が当該命令に違反し、相当の担保を提供していないこと。
- ⑧ 暫定保全措置命令が、仲裁廷又はウに規定する裁判機関により、取り 消され、変更され、又はその効力を停止されたこと。
- ⑨ 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。
- ⑩ 暫定保全措置命令の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に 反すること。
- ク キ⑤に掲げる事由がある場合において、当該暫定保全措置命令からキ⑤ に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及 び当該暫定保全措置命令のその他の部分をそれぞれ独立した暫定保全措置 命令とみなして、キの規定を適用するものとする。
- ケ 執行等認可決定は、確定しなければその効力を生じないものとする。
- コ 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日 を経なければ、アの申立てについての決定をすることができないものとす る。
- サ アの申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- (2) 暫定保全措置命令に基づく民事執行

5

10

15

20

25

30

35

暫定保全措置命令(1(1)ウに掲げる措置を講ずることを命ずるものに限り、 仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。)は、(1)の規定による執行等 認可決定がある場合に限り、当該暫定保全措置命令に基づく民事執行をする ことができるものとする。

5

10

15

20

25

30

35

- (3) 暫定保全措置命令に係る違反金支払命令
 - ア 裁判所は、暫定保全措置命令(1(1)ア、イ、エ又は才に掲げる措置を講ずることを命ずるものに限り、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下(3)において同じ。)について確定した執行等認可決定がある場合において、当該暫定保全措置命令を受けた者(以下(3)において「被申立人」という。)がこれに違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該暫定保全措置命令の申立てをした者(以下(3)において「申立人」という。)の申立てにより、当該暫定保全措置命令の違反によって害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度を勘案して相当と認める一定の額の金銭の支払(被申立人が暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反するおそれがあると認める場合にあっては、被申立人が当該暫定保全措置命令に違反したことを条件とする金銭の支払)を命ずることができるものとする。
 - イ 裁判所は、アの規定にかかわらず、アの規定による金銭の支払命令(以下「違反金支払命令」という。)を、執行等認可決定と同時にすることができるものとする。この場合においては、違反金支払命令は、執行等認可決定が確定するまでは、確定しないものとする。
 - ウ アの申立てに係る事件は、執行等認可決定をした裁判所及び(1)アの申立 てに係る事件が係属する裁判所の管轄に専属するものとする。
 - エ 裁判所は、イの規定に基づき、違反金支払命令を執行等認可決定と同時にした場合において、執行等認可決定を取り消す裁判が確定したとき又は (1)アの申立てが取り下げられたときは、職権で、違反金支払命令を取り消さなければならないものとする。
 - オー違反金支払命令は、確定しなければその効力を生じないものとする。
 - カ 違反金支払命令により命じられた金銭の支払があった場合において、暫 定保全措置命令の違反により生じた損害の額が支払額を超えるときは、申 立人は、その超える額について損害賠償の請求をすることを妨げられない ものとする。
 - キ 違反金支払命令が発せられた後に、仲裁廷又は(1)ウに規定する裁判機関により、暫定保全措置命令が取り消され、変更され、又はその効力を停止されたときは、裁判所は、被申立人の申立てにより、違反金支払命令を取り消すことができるものとする。
 - ク (1)ウ, コ及びサの規定は、アの申立て又はアの申立てについての決定に ついて、それぞれ準用するものとする。

第2 仲裁合意の書面性に関する規律

仲裁法第13条に、次のような規律を設けるものとする。

書面によらないでされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載され、又は記録された文書又は電磁的記録が当該契約の一部を構成するものとして引用されているときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

第3 仲裁関係事件手続に関する規律

1 仲裁関係事件手続における管轄

仲裁法第5条に、次のような規律を設けるものとする(注)。

同条第1項の規定にかかわらず、仲裁地が日本国内にあるときは、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る申立ては、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にもすることができる。

- (注) 仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与(同法第8条)及び裁判所により実施する証拠調べ(同法第35条)について、同様の規律を設けるものとする。また、仲裁判断の執行決定(同法第46条)については、本文第1、5(1)工と同様、仲裁地、被申立人の普通裁判籍の所在地又は請求の目的若しくは差し押さえることができる被申立人の財産の所在地が日本国内にある場合に限り、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所にも申立てをすることができるものとする。
- 2 仲裁関係事件手続における移送

仲裁法第5条に、次のような規律を設けるものとする(注)。

裁判所は、同条第2項の規定により管轄する事件について、相当と認めると きは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により 管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。

- (注) 同法第44条第3項及び第46条第5項の規定は削除するものとする。
- 3 仲裁関係事件手続における外国語資料の訳文添付の省略
 - (1) 仲裁判断の執行決定の申立てにおける仲裁判断書の日本語による翻訳文の提出の省略

仲裁法第46条第2項を次のように改めるものとする。

同条第1項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が 仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書(日本語で作成 されたものを除く。以下(1)において同じ。)の日本語による翻訳文を提出し なければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見

6

20

10

15

25

30

35

を聴いて、仲裁判断書の全部又は一部について日本語による翻訳文を提出することを要しないものとすることができる。

(2) 外国語で作成された書証の翻訳文の添付の省略

裁判所は、外国語で作成された文書を提出して書証の申出がされた場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、その文書の翻訳文を添付することを要しないものとすることができるものとする。